事　 務　 連　絡

令和６年７月４日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」

の施行について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

　本年11月1日に施行される「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）について、中小企業庁より周知依頼がありました。

フリーランス法では、個⼈が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することや、特定受託事業者※１に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者※２の就業環境の整備を図ることが盛り込まれており、特定業務委託事業者※３について、特定受託事業者の給付の内容、報酬額等をはじめ、諸事項の明⽰を義務付けることとされております。

　つきましては、貴会会員企業の皆様に周知方よろしくお願いいたします。

以　上

※１ 業務委託の相⼿⽅である事業者であって従業員を使⽤しないもの

※２ 特定受託事業者である個⼈及び特定受託事業者である法⼈の代表者

※３ 特定受託事業者に業務委託をする事業者